

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>・監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>- 2 業務の適切性（共通編）</p> <p>- 2 - 3 勧誘・説明態勢</p> <p>- 2 - 3 - 1 適合性原則</p> <p>金融商品取引業者は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。</p> <p>そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証することとする（特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。）</p> <p>(1) 主な着眼点 （略） 顧客の取引実態の的確な把握及びその効果的活用</p> <p>イ．（略）</p> <p>ロ．取引実態の把握において、取引内容を直接顧客に確認する必要があると判断した顧客については、例えば各営業部門における管理責任者等（担当者以外の責任者で内部管理責任者、部店長等を含む。以下同じ。）による顧客面談等を適時・適切に実施し、取引実態の的確な把握に努めているか。</p> <p>ハ．（略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>- 2 - 3 - 4 顧客に対する説明態勢</p>	<p>・監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>- 2 業務の適切性（共通編）</p> <p>- 2 - 3 勧誘・説明態勢</p> <p>- 2 - 3 - 1 適合性原則</p> <p>金融商品取引業者は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。</p> <p>そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証することとする（特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。）</p> <p>(1) 主な着眼点 （略） 顧客の取引実態の的確な把握及びその効果的活用</p> <p>イ．（略）</p> <p>ロ．取引実態の把握において、取引内容を直接顧客に確認する必要があると判断した顧客については、例えば各営業部門における管理責任者等（担当者以外の責任者で内部管理責任者、部店長等を含む。以下同じ。）による顧客面談等を適時・適切に実施し、<u>取引実態の的確な把握に努めているか。また、契約締結以降も、長期にわたって取引が継続するデリバティブ取引等の実態の把握について、同様の取組みをしているか。</u></p> <p>ハ．（略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>- 2 - 3 - 4 顧客に対する説明態勢</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(注)なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。</p> <p>(1) 説明態勢に関する主な着眼点 (略) 適切な商品・サービス説明等の実施 イ.~ニ. (略) ホ. 当該金融商品取引に関して誤解を与える説明をしていないか。特に、金融商品取引業者等によって元本が保証されているとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。</p> <p>へ.・ト. (略) ・ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>・監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 1 経営管理(第一種金融商品取引業)</p> <p>(新設)</p>	<p>金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(注)なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。</p> <p>(1) 説明態勢に関する主な着眼点 (略) 適切な商品・サービス説明等の実施 イ.~ニ. (略) ホ. 当該金融商品取引に関して誤解を与える説明をしていないか。特に、金融商品取引業者等によって元本が保証されているとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。<u>また、デリバティブ取引等について、相場の変動等により追証(顧客が預託する保証金の総額が必要額より不足した場合に追加しなくてはならない保証金をいう。以下同じ。)が発生するおそれがあるにも関わらず、そのおそれが少ない又は追証の額が実際の商品性に比して小さいとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。</u></p> <p>へ.・ト. (略) ・ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>・監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 1 経営管理(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 1 - 3 利益相反管理体制の整備</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>(1) 利益相反管理体制の整備に関する基本的な考え方</p> <p><u>金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっている。こうした状況を踏まえ、証券会社等においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、各証券会社等及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている。</u></p> <p><u>こうしたことから、金商法第36条第2項に基づき、証券会社等が自社及びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが重要であり、以下のような点に留意して監督するものとする。</u></p> <p><u>なお、証券会社等は、一定の条件の下で、その親法人等又は子法人等(以下「親子法人等」という。)との間で非公開情報の授受を行うことが認められている。これを踏まえ、当該証券会社等及びその金融グループ内において行う全ての業務(金融商品取引業以外の業務を含む。)に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。また、その際には、顧客の利益を直接的に害するおそれ以外にも、証券会社等又は金融グループとしてのレピュテーション・リスク(社会的評価及び金融市場における信用が傷つくリスクをいう。以下同じ。)が顕在化するおそれにも留意した経営管理が行われることが望ましい。</u></p> <p><u>一方、証券会社等のグループ会社の中には、当該証券会社等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、証券会社等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。また、証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。このように、証券会社等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>また、証券会社等が行うこととされている利益相反管理を当該証券会社等の親会社等が行っている場合であっても、当該証券会社等がその管理</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>方法や実施状況を適確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与している場合には、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。</u></p> <p><u>(2) 利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備</u> <u>あらかじめ、利益相反のおそれのある取引を特定し、類型化しているか。</u> <u>利益相反のおそれのある取引の特定にあたり、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の行う業務の内容・特性・規模等を適切に反映できる態勢となっているか。</u> <u>特定された利益相反のおそれのある取引について、例えば新規業務の開始等に対応して、その妥当性を定期的に検証する態勢となっているか。</u></p> <p><u>(3) 利益相反管理の方法</u> <u>特定された利益相反のおそれのある取引の特性に応じ、適切な利益相反管理の方法を選択し、又は組み合わせることができる態勢となっているか。</u> <u>イ．部門の分離による管理を行う場合には、当該部門間で厳格な情報遮断措置（システム上のアクセス制限や物理上の遮断措置）が講じられているか。</u> <u>ロ．取引の条件若しくは方法の変更又は一方の取引の中止の方法による管理を行う場合には、親金融機関等又は子金融機関等の役員等が当該変更又は中止の判断に関与する場合を含め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。</u> <u>ハ．利益相反のおそれがある旨を顧客に開示する方法による管理を行う場合には、想定される利益相反の内容及び当該取引を行う理由について、当該取引に係る契約を締結するまでに、当該顧客の属性に応じた適切な説明を書面により行える態勢となっているか。</u> <u>ニ．情報を共有する者を監視する方法による管理を行う場合には、独立した部署等において、当該者の行う取引を適切に監視しているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>自社及び子金融機関等が新規の取引を行う際には、当該取引との間で利益相反が生じることとなる取引の有無について、必要な確認が図られる態勢となっているか。</u></p> <p><u>利益相反管理の方法について、その有効性を確保する観点から、定期的な検証が行われる態勢となっているか。</u></p> <p>(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</p> <p><u>利益相反管理方針(金商業等府令第70条の3第1項第3号に規定する方針をいう。以下同じ。)は、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の業務の内容・特性・規模等を勘案した上で、利益相反のおそれのある取引の種類、主な取引例及び当該取引の特定のプロセス、利益相反管理の方法(利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。)利益相反管理体制(利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括する者(以下「利益相反管理統括者」という。)の職責及びその独立性並びに利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理の方法についての検証体制)並びに利益相反管理の対象となる会社の範囲を記載したものとなっているか。この場合において利益相反のおそれのある取引の種類、取引例及び利益相反管理の方法は、対応して記載されているか。</u></p> <p><u>公表すべき利益相反管理方針の概要は、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の業務の内容・特性・規模等を勘案した上で、利益相反のおそれのある取引の種類、利益相反管理の方法、利益相反管理体制及び利益相反管理の対象となる会社の範囲を分かりやすく記載したものとなっているか。</u></p> <p><u>利益相反管理方針の概要は、店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等の方法により、適切に公表されているか。</u></p> <p>(5) 人的構成及び業務運営体制</p> <p><u>証券会社等及びその子金融機関等の役員は、利益相反管理の重要性を認識し、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続が書面において明確化されているか。また、当該証券会社等及びその子金融機関等の役職員に対し、利益相反管理方針及び当該手続に関する研修の実施等により、利益相反管理についての周知徹底が図られているか。</u></p> <p><u>利益相反管理統括者を設置するなど、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行う体制となっているか。</u></p> <p><u>利益相反管理統括者等は、利益相反管理方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証しているか。</u></p> <p><u>利益相反管理統括者等は、営業部門からの独立性を確保し、営業部門に対し十分な牽制を働かせているか。</u></p> <p><u>利益相反管理統括者等は、その親金融機関等又は子金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証する態勢となっているか。</u></p> <p>(6) 監督手法・対応</p> <p><u>利益相反管理体制は、各証券会社等の業務の特性・内容・規模等に応じ、まずは各証券会社等が自ら整備すべきものであり、上記(1)から(5)までに掲げる事項は、その基本的な枠組みを示したものである。各証券会社等においては、自社及びその子金融機関等の業務の特性・内容・規模等に応じ、それぞれ適切な利益相反管理体制を整備することが求められる。</u></p> <p><u>ただし、証券会社等による利益相反の管理体制の整備に関わらず、顧客の利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、金商法第56条の2第1項又は第3項の規定に基づく報告を求めることとする。また、報告徴求の結果、証券会社等の利益相反管理体制に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のために必要かつ適当と認められる場合には、</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 2 - 5 流動性リスク管理態勢 流動性リスクとは、金融商品取引業者の業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク等（市場流動性リスク）からなる。金融商品取引業者は、流動性リスクを適切に管理していくことが重要である。</p> <p>（1）主な着眼点 総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価、<u>役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、流動性リスクが適切に管理されているか。</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>- 2 - 6 国際的に活動する金融商品取引業者グループについて 国際的に活動する金融商品取引業者グループの監督については、金融コ</p>	<p><u>金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令及び金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>- 2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 2 - 5 流動性リスク管理態勢 流動性リスクとは、金融商品取引業者の業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク等（市場流動性リスク）からなる。金融商品取引業者は、流動性リスクを適切に管理していくことが重要である。</p> <p>（1）主な着眼点 総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価<u>及び役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等を図るため、業務の内容・規模に応じて例えば以下のような措置を講じるなど、流動性リスクを適切に管理しているか。</u> <u>日々の資金繰りの管理及び中長期の資金繰り見通しの策定・管理</u> <u>各資産の運用限度額（リミット）の設定・管理</u> <u>円建取引・外貨建取引や国内取引・海外取引の統合的な管理</u> <u>業容又は市場環境の急変に備えた資金調達手段（支払準備資産）の確保</u> <u>流動性リスク管理の担当者に対する、情報収集・業務管理権限の付与</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>- 2 - 6 国際的に活動する金融商品取引業者グループについて 国際的に活動する金融商品取引業者グループの監督については、金融コ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>ングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行うこととする。ただし、合算自己資本及び所要自己資本（以下「合算自己資本等」という。）の計算については、当該計算の方法を継続して用いることを条件として、同指針 2 - 1（2）（算定方法）の規定を適用することに代えて、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行持株会社告示」という。）の規定を準用することができる。（ただし書きについては、平成20年3月末以降から適用）</p> <p>なお、同指針 2 - 1に規定する自己資本の適切性について、以下の点に留意して取り扱うものとする。</p> <p>国際的に活動する金融商品取引業者グループとは、以下の に該当し、かつ、以下 又は に該当するグループをいう。</p> <p>～ （略）</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3）グループの経営管理会社又はグループ内の金融商品取引業者に対し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき以下の項目などについて報告を求めるとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。</p> <p>なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに自主的な改善を促すこととする。更に、その改善のために必要と認められる場合には、金商法第51条等の規定に基づく業務改善命令等を発出することとする。</p> <p>・ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>__～__ （略）</p> <p>（4） （略）</p>	<p>ングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行うこととする。ただし、合算自己資本及び所要自己資本（以下「合算自己資本等」という。）の計算については、当該計算の方法を継続して用いることを条件として、同指針 2 - 1（2）（算定方法）の規定を適用することに代えて、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行持株会社告示」という。）の規定を準用することができる。（ただし書きについては、平成20年3月末以降から適用）</p> <p>なお、同指針 2 - 1に規定する自己資本の適切性について、以下の点に留意して取り扱うものとする。</p> <p>国際的に活動する金融商品取引業者グループとは、以下の に該当し、かつ、以下 又は に該当するグループをいう。</p> <p>～ （略）</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3）グループの経営管理会社又はグループ内の金融商品取引業者に対し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき以下の項目などについて報告を求めるとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。</p> <p>なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに自主的な改善を促すこととする。更に、その改善のために必要と認められる場合には、金商法第51条等の規定に基づく業務改善命令等を発出することとする。</p> <p>・ （略）</p> <p><u>金融商品取引業者グループの予算配分・資金調達方針（年度ごとに報告。）</u></p> <p>__～__ （略）</p> <p>（4） （略）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 3 - 1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>（新設）</p>	<p>- 3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 3 - 1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 1 - 4 親子法人等との非公開情報の授受</p> <p>（1）法人顧客に対するオプトアウト機会の付与</p> <p><u>証券会社等は、金商業等府令第 153 条第 1 項第 8 号及び同条第 2 項に基づき、法人顧客に対してオプトアウト（あらかじめ非公開情報を共有する旨を通知された上で、共有を望まない場合に不同意を行うことをいう。以下同じ。）の機会を付与することにより、その親子法人等との間で、当該法人顧客に係る非公開情報の授受を行うことが認められている。法人顧客に対するオプトアウト機会の付与の適切性については、以下の点に留意して検証するものとする。</u></p> <p><u>法人顧客に対し、あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲、非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲、非公開情報の授受の方法、提供先における非公開情報の管理の方法、提供先における非公開情報の利用目的及び親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法を知っているか。なお、これらの事項の詳細について店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載を行っている旨及び問合せ先を法人顧客に対する通知において明らかにするなど、法人顧客が必要な情報を容易に入手できるようにしていれば、当該通知においてこれらの事項の詳細が含まれていなくても、適切に通知が行われていると認められる場合があると考えられる。</u></p> <p><u>法人顧客に通知をした内容に軽微な変更があった場合は、その都度通知を行う必要まではないが、例えば、最新の情報をホームページに常時掲載するとともに、その旨を法人顧客に適切に説明するなど、法人顧客が必要な情報を入手できるようにしているか。</u></p> <p><u>オプトアウトの機会の通知は、契約締結時に書面により行うなど、法人顧客が通知内容を明確に認識できるような手段を用いて行ってい</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>るか。なお、長期の契約を締結している場合など、例えば概ね1年以上にわたり法人顧客に対してオプトアウトの機会の通知を行っていない場合は、当該法人顧客との取引の状況に関わらず、改めて当該通知をおこなっているか。</p> <p>法人顧客にオプトアウトの機会を通知してから、親子法人等との間で当該法人顧客に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該法人顧客がオプトアウトの権利を行使するために必要な期間を確保しているか。</p> <p>個別の通知と併せて、オプトアウトの機会に関する情報について店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載を常時行うとともに、例えば、ホームページにおいて法人顧客が常時オプトアウトを行えるようにすることや、法人顧客がオプトアウトを行う場合の連絡先を内部管理部門に常時設置することなどにより、法人顧客に対し、オプトアウトの機会が常時付与されていることを明確にしているか。</p> <p>証券会社等において、オプトアウトの機会を付与せず、オプトイン（非公開情報を共有されることについて書面により積極的に同意することをいう。以下同じ。）をした場合にのみ親子法人等との間でその非公開情報の授受を行う取り扱いとする法人顧客がある場合には、どのような属性の法人顧客に対してオプトアウトの機会を付与するのか（又は付与しないのか）の情報の店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等を通じて、各法人顧客において、自己がオプトアウト機会の付与を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるようにしているか。</p> <p><u>(2) 親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項</u> 証券会社等が、金商業等府令第153条第1項7号に基づき、親子法人等との間で顧客の非公開情報の授受を行うに当たっては、<u>- 2 - 4</u>のほか、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲が、あらかじめ特定されているか。</p> <p>親子法人等との間で授受を行う非公開情報について、アクセス管理</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>の徹底、関係者による持ち出し防止に係る対策及び外部からの不正アクセスの防止など、十分な情報システム管理がされているか。</u></p> <p><u>証券会社等及び非公開情報の授受を行う親子法人等のそれぞれにおいて、内部管理部門に非公開情報の管理を行う責任者を設置するなど、非公開情報を一元的に管理する体制が整備されているか。また、アウトアウトをした法人顧客やオプトインをしていない顧客に係る非公開情報（以下「非共有情報」という。）については、システム上、その他の非公開情報と分離して管理されているか。さらに、非公開情報及び非共有情報の管理状況について、定期的に検証する態勢となっているか。</u></p> <p><u>内部管理部門に設置する非公開情報の管理を行う責任者等が、営業部門等に対し十分に牽制機能を発揮できるよう、例えば以下の措置が講じられているか。</u></p> <p><u>イ．内部管理部門と営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門との間で、兼務を認めないこと。</u></p> <p><u>ロ．非公開情報に関する事項について、内部管理部門の判断が営業部門等の判断に必ず優先するなど、的確な牽制権限を有していること。</u></p> <p><u>ハ．非公開情報に関する事項について、その他の部門（経営責任者を除く。）から指揮命令を受けないこととされていること。</u></p> <p><u>非公開情報の管理を行う責任者等の権限及び責任体制や非公開情報の取扱いに関する手続が、書面において明確にされているか。特に、営業部門における非共有情報の取扱手続が、具体的に定められているか。さらに、こうした手続について、当該証券会社等及びその親子法人等の役職員への研修の実施等により、周知徹底が図られているか。</u></p> <p><u>証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門の職員について、以下の措置が講じられているか。</u></p> <p><u>イ．当該職員が、当該証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等のうち、一の法人等が管理する非共有情報以外にアクセスできないこと。</u></p> <p><u>ロ．当該職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が非共有情報を管理する顧客に対して、勧誘等を行わな</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>いこと。</u> <u>非公開情報を取り扱う各部門と非公開情報を取り扱わない部門との間の人事異動等に際し、非公開情報が漏洩しないような措置(守秘義務規定の整備及び資料管理等)が講じられているか。また、例えば、証券会社等において非共有情報を取り扱う営業部門とその親子法人等の営業部門との間の人事異動等に際しても、同様の措置が講じられているか。</u></p> <p><u>証券会社等が事務の外部委託を行う場合には、 - 2 - 7 (2) のほか、非共有情報が委託先を経由して親子法人等に提供されないよう、以下の措置が講じられているか。</u></p> <p><u>イ. 委託先において、オプトアウトをした法人顧客及びオプトインをしていない顧客の情報を、その他の顧客の情報と分離して管理していること。</u></p> <p><u>ロ. 委託先を通じて顧客へのサービス提供を行う場合において、当該サービスが、当該証券会社等の親子法人等が提供するものと誤認されないような措置を講じていること。</u></p> <p><u>ハ. 上記イ及びロの措置が適切に講じられるよう、証券会社等が委託先を適切に監督していること。</u></p> <p><u>(3) 内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意事項</u> <u>証券会社等は、電子情報処理組織の保守・管理又は内部管理に関する業務(以下(3)において「内部管理業務等」という。)を行う部門(以下(3)において「内部管理部门等」という。)から非公開情報が漏洩しない措置を的確に講じている場合には、金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号ト又はりに基づき、その特定関係者(電子情報処理組織の保守・管理を行うために必要な情報にあつては、その親子法人等)との間で、内部管理業務等を行うために必要な非公開情報(非共有情報を含む。)の授受を行うことができるが、その際には、以下の点に留意が必要である。</u></p> <p><u>例えば以下のような業務は、金商業等府令第 153 条第 3 項第 1 号の「法令遵守管理に関する業務」に該当するものと考えられる。</u></p> <p><u>イ. 取扱い商品・サービスに関連する法律問題の検討</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p> <u>ロ．顧客等からの苦情・紹介等への対応及び顧客等との紛争の処理</u> <u>ハ．利益相反管理及び非公開情報の管理</u> <u>ニ．監督当局への対応</u> <u>ホ．営業部門の取引等における法令等違反の管理（社内処分の検討を含む。）</u> <u>ヘ．インサイダー取引等の不正行為防止のための法人関係情報（金商業等府令第1条第4項第14号）の管理及びモニタリング</u> <u>ト．レピュテーション・リスク及び企業倫理の観点からの業務の検証</u> <u>チ．その他法令に基づく義務を履行するために必要な事務</u> <u>例えば以下のような業務は、金商業等府令第153条第3項第2号の「損失の危険の管理に関する業務」に該当するものと考えられる。</u> <u>イ．市場リスク（保有する有価証券等の価格の変動等により損失が発生するリスク）の管理</u> <u>ロ．信用リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により損失が発生するリスク）の管理</u> <u>ハ．オペレーショナル・リスク（事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行において損失が発生するリスク）の管理</u> <u>ニ．流動性リスク管理</u> <u>ホ．災害時等の業務継続体制（BCM）の整備・管理</u> <u>内部管理部門等において、非公開情報が漏洩しないよう、例えば以下のような措置が的確に講じられているか。</u> <u>イ．内部管理部門等と、営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で、兼務を認めないこと。</u> <u>ロ．内部管理部門等とそれ以外の部門の間の人事異動に際し、非公開情報が漏洩しないような措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）を講じていること。</u> <u>ハ．内部管理部門等と非公開情報を取扱わない部門との間で兼務をする職員がある場合には、上記イ及びロに準じた措置を講じていること。</u> <u>証券会社等の役員等（役員又は法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある職員をいう。以</u> </p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>下</u>において同じ。)が、経営管理又は内部管理に関する業務を行うために非公開情報の提供を受ける場合には、例えば以下のような措置が講じられているか。</p> <p><u>イ</u>．当該役員等から当該非公開情報が漏洩しないこと。</p> <p><u>ロ</u>．当該役員等が、当該非公開情報を、経営管理又は内部管理に関する業務を行う以外の目的（例えば営業目的）で利用しないこと。</p> <p><u>上記及び</u>の措置に関する社内規則を整備するとともに、その遵守状況を検証する態勢となっているか。</p> <p><u>(4) 兼職による優越的地位の濫用防止</u></p> <p><u>証券会社等の営業部門の職員が、親銀行等又は子銀行等（以下(4)において「親子銀行等」という。）の営業部門の職員との間で兼職し、非公開情報の授受を行う場合については、金商業等府令第153条第1項第10号において親子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用する行為が禁止されていることも踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。</u></p> <p><u>親子銀行等との兼職者が、顧客に対して、金融商品取引行為を行うことを内容とする契約の締結に応じない場合には、融資等にかかる取引を取りやめる旨又は当該取引に係る不利な取り扱いをする旨を示唆し、当該金融商品取引契約を締結することを事実上余儀なくさせていないか。</u></p> <p><u>顧客が競争者（他の金融商品取引業者等）との間で金融商品取引契約を締結する場合には、兼職する親子銀行等固有の業務にかかる取引を取りやめる旨又は当該取引に関し不利な取り扱いをする旨を示唆し、競争者との契約締結を妨害していないか。</u></p> <p><u>優越的地位を不当に利用する行為を防止するための措置を講じる責任を有する部署を設置し、又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって当該行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>優越的地位を不当に利用する行為を防止するため、銀行業務に関する知識及び実務経験を有するものにより、定期的かつ必要に応じて適</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>宜研修が実施されているか。</u></p> <p><u>優越的地位を不当に利用する行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。</u></p> <p>(5) <u>金商業等府令第32条の解釈について</u></p> <p><u>金商業等府令第32条第1号に規定する「金融商品取引業者等又は金融商品仲介業の遂行のための業務」とは、金融商品取引業者等又は金融商品仲介業に関して経営管理上の判断等を伴うことのない次に掲げる業務を行うことをいう。</u></p> <p><u>イ．店舗等の不動産及び設備の取得、所有、賃貸借、保守、警備及び管理業務</u></p> <p><u>ロ．現金自動預入・支払機等の保守・運行等管理業務</u></p> <p><u>ハ．帳簿、計算書、伝票等の作成、整理、保管、発送及び配送業務</u></p> <p><u>ニ．コンピュータ関連業務（システム開発、保守管理、データの保管管理、電算処理等）</u></p> <p><u>ホ．計算業務（給与計算及び月次決算の計算等の会計事務を含む。）</u></p> <p><u>ヘ．有価証券の管理、整理等に関する業務</u></p> <p><u>ト．名義書換の取次業務</u></p> <p><u>チ．公社債・投資信託の元利金請求業務</u></p> <p><u>リ．金融商品取引所・金融商品取引業者等間等の有価証券の受渡決済業務</u></p> <p><u>ヌ．従業員のカウンセリング等役職員の福利厚生業務及び事務の用に供する物品・サービスの一括購入及び管理業務</u></p> <p><u>ル．人事（金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者への労働者の派遣に関する業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務</u></p> <p><u>ヲ．役職員の教育・研修に関する業務</u></p> <p><u>ワ．広告宣伝業務</u></p> <p><u>カ．自動車の運行、保守、点検等の管理業務</u></p> <p><u>ヨ．統計目的の資料の作成業務</u></p> <p><u>タ．出版物等公開情報の提供を行う業務</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>レ．書類等の印刷、製本、発送及び配送業務</u> <u>金商業等府令第 32 条第 2 号に規定する「専ら次に掲げるいずれかの者の業務の遂行のための業務」とは、経営管理上の判断等を伴うことのない上記 に掲げる業務（ハを除く。）をいう。</u> <u>なお、上記 二については「コンピュータ関連業務（システム開発、保守管理、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理、電算処理等）」と、へについては「有価証券の管理、整理等に関する業務（親法人等又は子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。）」と、トについては「名義書換の取次業務（親法人等又は子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。）」と、ルについては「人事（金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者及び親法人等若しくは子法人等への労働者派遣業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務」と読み替えて適用するものとする。</u> <u>上記 ハ（発送及び配送業務は除く。）のデータの保管管理及びへからりまでの業務は当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者及び銀行業等の遂行のために密接に関連する業務であり、合理的な理由がある場合を除き、当該業務は当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者の親法人等若しくは子法人等又は金商業等府令第 32 条第 1 号及び第 2 号に規定する会社以外に外部委託できないことが原則であることに留意するとともに、当該業務の遂行状況を適宜監督することに留意する。</u> <u>また、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者又は投資運用業を行う者に限る。）が上記 に掲げる業務を受託する場合、上記 イ、ロ、ホ及びヌからレまでの業務については、金商法第 35 条第 4 項に規定するその他業務の承認が必要となることに留意する。</u> <u>上記 及び に掲げる業務について当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者から外部委託する場合においても、当該業務に関する顧客に対する責任及び行政上の責任については当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者が免れるものではないことに留意する。</u></p> <p>(6) 監督手法・対応</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 3 - 1 - 4 誤認防止措置</p> <p>(1) 他の金融機関との誤認防止措置に係る留意事項</p> <p><u>証券会社等が、本店その他の営業所を金融機関と同一の建物に設置してその業務を行う場合の誤認防止措置については、顧客が当該証券会社等を当該金融機関と誤認することを防止する観点から、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>当該証券会社等と当該金融機関の窓口等が区別されており、かつ、当該証券会社等名が適切に表示されているなど、適切な措置が講じられているか。</u></p> <p><u>当該証券会社等が、顧客に対して以下の趣旨を十分に説明しているか。</u></p> <p><u>イ．当該証券会社等と当該金融機関とは別法人であること。</u></p> <p><u>ロ．当該証券会社等が提供する有価証券関連業に係る商品や役務は、当該金融機関が提供しているものではないこと。</u></p>	<p><u>証券会社等と親子法人等との間の非公開情報の授受に関して、日常の監督事務や事故届出等を通じて把握された課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めるとして、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反等が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>- 3 - 1 - 5 誤認防止措置</p> <p>(1) 他の金融機関との誤認防止措置に係る留意事項</p> <p>顧客が証券会社等を他の金融機関と誤認することを防止する観点から、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p><u>証券会社等が、本店その他の営業所を他の金融機関と同一の建物に設置してその業務を行う場合には、以下の点について、顧客に対して十分に説明しているか。</u></p> <p><u>イ．当該証券会社等と当該金融機関又は親子法人等は、別法人であること。</u></p> <p><u>ロ．当該証券会社等が提供する有価証券関連業に係る商品・サービスは、当該金融機関又は親子法人等が提供しているものではないこと。</u></p> <p><u>証券会社等の営業部門の職員が、その親子法人等の営業部門との間で兼職をしている場合には、以下のような措置が適切に講じられているか。</u></p> <p><u>イ．職員が同一の店舗内で取り扱う商品・サービスの内容及びその提供主体である法人名を、当該店舗に掲示すること。</u></p> <p><u>ロ．当該職員が、顧客に対し、その兼職する親子法人等の範囲を分かりやすく明示すること。特に、例えば窓口業務のように、不特定多数の顧客を相手にする業務を行う場合は、当該職員が取り扱う主な商品・サービスの範囲や当該職員の兼職の状況について、当該窓口</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(2) (略)</p> <p>- 3 - 1 - <u>5</u> 業務継続体制 (B C M)</p> <p>(略)</p> <p>- 3 - 1 - <u>6</u> 災害時における金融に関する措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置 大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び二次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。 しかし、金融商品取引業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。 東海地震の地震防災対策強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について イ. ~八. (略) 二. その他</p>	<p>への掲示等により、顧客に対し常時明示されていることが望ましい。 <u>八. 特に、当該職員が新規顧客に対し勧誘を行う場合や、顧客に対し新たな商品・サービスの勧誘を行う場合には、その兼職状況及び取り扱う商品・サービスの範囲について、十分な説明を行うこと。</u> <u>二. 顧客と契約を締結する際には、当該契約の相手方である法人名を顧客が的確に認識できるよう、書面による確認の機会を設けること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>- 3 - 1 - <u>6</u> 業務継続体制 (B C M)</p> <p>(略)</p> <p>- 3 - 1 - <u>7</u> 災害時における金融に関する措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置 大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び二次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。 しかし、金融商品取引業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。 東海地震の地震防災対策強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について イ. ~八. (略) 二. その他</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>a . (略)</p> <p>b . 発災後の証券会社等の応急措置については、 - 3 - 1 - <u>6</u>に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>- 3 - 2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮</p> <p>- 3 - 2 - 2 発行体に対するチェック機能の発揮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>a . (略)</p> <p>b . 発災後の証券会社等の応急措置については、 - 3 - 1 - <u>7</u>に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>- 3 - 2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮</p> <p>- 3 - 2 - 2 発行体に対するチェック機能の発揮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親子法人等が発行する株券の引受けに関する留意事項 <u>証券会社等が、金商業等府令第153条第1項第4号八に基づき、その親子法人等が発行する株券の引受けの主幹事会社となる場合には、当該引受けに係る発行価格の決定に関して他の証券会社等の適切な関与を確保するため、以下の措置が講じられているか。</u> <u>引受主幹事会社である当該証券会社等と発行体との間で取り交わす引受審査手続に係る契約書において、以下の点を明記すること。</u> <u>イ . 当該発行価格の決定に関与する他の証券会社等（以下（ 2 ）において「独立引受幹事会社」という。）が、引受主幹事会社と同等の権限を有すること。</u> <u>ロ . 独立引受幹事会社は、引受審査の内容の妥当性に関する意見を、発行者に対し、又は対外的に表明できること。</u> <u>以下の点に照らして引受業務に十分な経験を有する証券会社等を独立引受幹事会社とすること。</u> <u>イ . 過去5年以上引受業務に従事していること。</u> <u>ロ . 過去2年以内に、主幹事会社としての実績を有していること。なお、当該期間内に、当該株券の発行体と同じ業種に属する者が発行した株券の引受けについて、主幹事会社としての実績を有している</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>- 3 - 3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 3 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 契約締結前の書面交付に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) 金商業等府令第93条第1項第4号に規定する「顧客が当該デリバティブ取引等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の種類及び金額の計算方法」には、<u>最低保証金に関する事項及び当該保証金の総額が、相場の変動等により必要額より不足した場合に追加しなくてはならない保証金(以下「追証」という。)</u>に関する事項を含むものとする。 ～ (略) <p>(5)～(7) (略)</p> <p>- 4 諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 4 - 2 承認及び届出等</p> <p>- 4 - 2 - 2 承認</p> <p>- 4 - 2 - 2 - 1 その他業務の承認</p>	<p><u>ことが望ましい。</u></p> <p><u>(注)各発行体の業種については、例えば、証券コード協議会が設定・公表する「大分類」によることが考えられる。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>- 3 - 3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 3 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 契約締結前の書面交付に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) 金商業等府令第93条第1項第4号に規定する「顧客が当該デリバティブ取引等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の種類及び金額の計算方法」には、<u>最低保証金及び追証に関する事項を含むものとする。</u> ～ (略) <p>(5)～(7) (略)</p> <p>- 4 諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 4 - 2 承認及び届出等</p> <p>(削除)</p> <p>- 4 - 2 - 2 承認</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 4 - 2 - 2 - 2 弊害防止措置の適用除外承認</p> <p>(略)</p> <p>・監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業)</p> <p>- 2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)</p> <p>- 2 - 1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>- 2 - 1 - 3 誤認防止措置</p> <p>(1) 他の金融機関との誤認防止措置に係る留意事項 <u>みなし有価証券販売業者等が、本店その他の営業所を他の金融機関と同一の建物に設置してその業務を行う場合の誤認防止措置については、顧客が当該みなし有価証券販売業者等を当該金融機関と誤認することを防止する観点から、以下の点に留意して検証することとする。</u> <u>当該みなし有価証券販売業者等と当該金融機関の窓口等が区別されており、かつ、当該みなし有価証券販売業者等名が適切に表示されているなど、適切な措置が講じられていること。</u> <u>当該みなし有価証券販売業者等が、顧客に対して以下の趣旨を十分に説明すること。</u> <u>イ．当該みなし有価証券販売業者等と当該金融機関とは別法人であること。</u> <u>ロ．当該みなし有価証券販売業者等が提供する有価証券関連業に係る商品や役務は、当該金融機関が提供しているものではないこと。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>・監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業)</p> <p>- 2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)</p> <p>- 2 - 1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>- 2 - 1 - 3 誤認防止措置</p> <p>(1) 他の金融機関との誤認防止措置に係る留意事項 <u>みなし有価証券販売業者等が、本店その他の営業所を他の金融機関と同一の建物に設置してその業務を行う場合には、顧客が当該みなし有価証券販売業者等を当該金融機関と誤認することを防止する観点から、以下の点について顧客に十分に説明しているかに留意して検証することとする。</u> <u>当該みなし有価証券販売業者等と当該金融機関は、別法人であること。</u> <u>当該みなし有価証券販売業者等が提供する有価証券関連業に係る商品・サービスは、当該金融機関が提供しているものではないこと。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>- 2 - 3 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について <u>金融商品取引業者は、個人であっても参入が可能であるほか、財務上の</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>規制も最低資本金規制（個人にあっては、営業保証金規制）のみであり、<u>純財産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象とはされていない。従って、監督部局がその財務状況を的確に把握するに至る段階までに、金融商品取引業者において破産手続・再生手続・更正手続の開始の申立て（以下「破産等手続開始の申立て」という。）を行うおそれに留意が必要である。</u></p> <p><u>こうした点を踏まえ、監督当局において破産等手続開始の申立てに関する届出を受け、又は破産等手続開始の申立てに至るおそれを把握した場合等には、 - 3 - 2 に加えて以下のような対応を行うことにより、投資者保護の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、財務局においては、個別事案ごとに実態に即した対応に努めることとするほか、金融庁に対し、当該個別事案に係る事実関係及び対応方針を速やかに連絡し、対応方策について調整を行うこととする。</u></p> <p><u>（１）破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合</u></p> <p><u>金商法第 50 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。</u></p> <p><u>金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、当該事案に係る事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）、顧客への対応状況及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</u></p> <p><u>上記 の報告の内容についての履行状況をフォローアップを行うとともに、必要に応じ、業務の継続に関する方針の精査を求めるものとする。その際には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。</u></p> <p><u>（２）親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合</u></p> <p><u>破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者（以下 - 2 - 3 において「親会社等」という。）が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>法第56条の2第1項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</u></p> <p><u>(3) 破産手続開始の決定がされた場合</u> <u>金商法第50条の2第1項第4号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。</u> <u>投資者保護の観点から必要な場合には、破産管財人との連携に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 営業所を確知できない場合</u> <u>金商法第52条第4項の規定に基づき、当該事実を公告し、当該公告の日から30日を経過しても当該金融商品取引業者から申出がないときは、当該金融商品取引業者の登録を取り消すものとする。</u></p> <p><u>(5) その他金融商品取引業者又は親会社等の継続性の問題に発展する可能性のある情報を入手した場合</u> <u>任意のヒアリングを通じて、当該情報に関する事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</u> <u>当該金融商品取引業者が上記のヒアリングに応じない場合や、上記のヒアリングを通じて当該金融商品取引業者等の業務の継続に懸念が認められる場合は、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、その事実関係を速やかに把握するものとする。また、投資者保護の観点から必要な場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。</u></p> <p><u>・ 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 2 業務の適切性(投資運用業)</p> <p>- 2 - 5 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項</p> <p>- 2 - 5 - 3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利益相反取引防止態勢 <u>経営陣は、利益相反取引が起り得るリスクを認識し、法令上定められている利害関係人のみならず、利益相反取引が起り得る可能性のある取引相手方(以下「利害関係人等」という。)を把握した上で、それらの者との取引に係る適切な管理態勢を構築する必要がある。</u> <u>例えば、利害関係人等からの物件情報(売買に係る折衝状況等を含む。)</u><u>について、一元的に管理できる態勢を構築し、利益相反取引防止の観点から、利害関係人等との売買に係る折衝状況等をコンプライアンス担当者が管理できることが望ましい。</u> <u>また特に、第三者が所有する不動産を売主の希望する時期に投資法人が取得できない場合において、利害関係人等のウェアハウジング機能を利用する場合は、利益相反が発生するリスクが大きいことを認識した上で不動産関連ファンドが取得しているかについて、例えば、以下の点について留意することとする。</u> <u>ウェアハウジング機能利用時の利害関係人等との折衝及び役割分担の状況</u> <u>不動産関連ファンドが取得する際の取得価格算定を含めたデューデリジェンスの状況</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>- 2 業務の適切性(投資運用業)</p> <p>- 2 - 5 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項</p> <p>- 2 - 5 - 3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利益相反取引防止態勢 <u>経営陣は、利益相反取引が起り得るリスクを認識し、法令上定められている利害関係人のみならず、利益相反取引が起り得る可能性のある取引相手方(以下「利害関係人等」という。)を把握した上で、それらの者との取引に係る適切な管理態勢を構築する必要がある、例えば、以下の点に留意して検証することとする。</u> <u>利害関係人等からの物件取得に係る取引価格に関し、鑑定評価額を基準として一定の幅を加減した額であれば公正であるとの方針である場合は、当該加減をする幅が市況に鑑み適切であるかについて、定期的に見直しを行う態勢となっているか。また、こうした方針(当該方針を見直した場合は、その理由を含む。)において、適切に公表(私募ファンドにあつては、契約者への通知)を行う態勢となっているか。</u> <u>利害関係人等からの物件情報(売買に係る折衝状況等を含む。)について、一元的に管理できる態勢を構築し、利益相反取引防止の観点から、利害関係人等との売買に係る折衝状況等をコンプライアンス担当者が管理できることとなっているか。</u> <u>不動産関連ファンドが、第三者が所有する不動産をその売主の希望する時期に取得できない場合において、利害関係人等のウェアハウジング機能を利用するときは、利益相反が発生するリスクが大きいことを認識し、当該利害関係人等との折衝及び役割分担の明確化並びにデューデリジェンス(当該不動産関連ファンドが当該不動産を取得する際の取得価格算定を含む。)を適切に行っているか。</u></p> <p>(3) (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(4) その他</p> <p><u>投信法第193条第1項第3号の解釈について</u> <u>投信法第193条第1項第3号に規定する「不動産の取得」には、投資法人が自ら宅地の造成又は建物の建築を行うことは含まない一方、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることを含む(ただし、投資法人にふさわしくない場合を除く)。この「投資法人にふさわしくない場合」については、以下のような場合であることに留意する。</u></p> <p>イ．．ロ． (略) (新設)</p>	<p>(4) その他</p> <p><u>「不動産の取得」等の範囲について</u> <u>投信法第193条第1項第3号に規定する「不動産の取得」には、投資法人が自ら宅地の造成又は建物の建築を行うことは含まない一方、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることを含む。また、不動産関連特定投資運用業として行う不動産信託受益権に対する投資運用や、当該業務に関連して届出業務として行う不動産に対する投資運用の範囲も、同様とする。</u> <u>ただし、例えば以下のような場合など、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることがふさわしくない場合は、当該行為は「不動産の取得」に含まれないことに留意する。</u></p> <p>イ．．ロ． (略)</p> <p><u>投資法人によるフォワード・コミットメント等について</u> <u>投資法人がフォワード・コミットメント(先日付での売買契約であって、契約締結から1月以上経過した後決済・物件引渡しを行うこととしているものをいう。以下において同じ。)を行う場合には、以下の点に留意するものとする。先日付の買付け意向表明等を行う場合も、当該意向表明が取引への実質的な拘束力を持つ場合は、これに準じた取扱いを行うこととする。</u></p> <p><u>イ．解約条件を適切に公表するなど、フォワード・コミットメントを履行できない場合における投資法人の財務への影響が明らかにされているか。</u></p> <p><u>ロ．市場環境、資金調達環境及び個別の投資法人の事情等を勘案した上で、フォワード・コミットメントをした物件の取得額及び契約締結から物件引渡しまでの期間の上限並びに決済資金の調達方法等についてのルールを策定し、当該ルールを遵守しているか。特に上場投資法人については、上場廃止要件も踏まえ、配当原資に比して過大な解約違約金を要するフォワード・コミットメントを慎重に検討する態勢となっているか。</u></p> <p><u>ハ．フォワード・コミットメントをした物件は決済までの間はオフバランスであるが、当該期間中の当該物件の価格変動リスクは投資法</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>__ ~ __ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>- 2 - 7 その他留意事項</p> <p>(新設)</p> <p><u>・監督上の評価項目と諸手続(投資助言・代理業)</u></p> <p>- 2 業務の適切性(投資助言・代理業)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>人に帰属することに鑑み、保有物件の継続鑑定等と併せて、当該物件の継続鑑定等の結果(当該物件が未竣工建造物であり、鑑定評価が取得できない場合は、価格調査の結果)を公表しているか。</u></p> <p>__ ~ __ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>- 2 - 7 その他留意事項</p> <p>- 2 - 7 - 3 投資法人の合併に関する留意事項</p> <p><u>吸収合併をする場合において、吸収合併消滅法人の投資主に交付する吸収合併存続法人の投資口の算定にあたって、合併比率調整等のため当該投資口の交付に代わり、交付することが認められる金銭(以下「合併交付金」という。)を交付することとする場合には、投信法第147条第1項第2号に掲げる事項として、合併交付金の額又はその算定方法及び吸収合併消滅法人の投資主の有する投資口の口数に応じて割り当てる合併交付金の額に関する事項が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>・監督上の評価項目と諸手続(投資助言・代理業)</u></p> <p>- 2 業務の適切性(投資助言・代理業)</p> <p>- 2 - 3 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について</p> <p><u>金融商品取引業者は、個人であっても参入が可能であるほか、財務上の規制も営業保証金規制のみであり、純財産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象とはされていない。従って、監督部局がその財務状況を的確に把握するに至る段階までに、金融商品取引業者において破産等手続開始の申立てを行うおそれに留意が必要である。</u></p> <p><u>こうした点を踏まえ、監督当局において破産等手続開始の申立てに関する届出を受け、又は破産等手続開始の申立てに至るおそれを把握した場合等には、</u> - 3 - 2 <u>に加えて以下のような対応を行うことにより、投資者</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>保護の確保に努めるものとする。</u> <u>なお、財務局においては、個別事案ごとに実態に即した対応に努めることとするほか、金融庁に対し、当該個別事案に係る事実関係及び対応方針を速やかに連絡し、対応方策について調整を行うこととする。</u></p> <p><u>(1) 破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合</u> <u>金商法第50条第1項第7号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。</u> <u>金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、当該事案に係る事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況(顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容)顧客への対応状況及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</u> <u>上記の報告の内容についての履行状況をフォローアップを行うとともに、必要に応じ、業務の継続に関する方針の精査を求めるものとする。その際には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。</u></p> <p><u>(2) 親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合</u> <u>破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者(以下「親会社等」という。)が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第56条の2第1項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況(顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容)及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</u></p> <p><u>(3) 破産手続開始の決定がされた場合</u> <u>金商法第50条の2第1項第4号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。</u> <u>投資者保護の観点から必要な場合には、破産管財人との連携に努め</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>・監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>- 1 業務の適切性（登録金融機関） 登録金融機関の業務の適切性については、<u>- 2（ - 2 - 3 - 4（2） - 2 - 6（1） 、 - 2 - 8（3）及び - 2 - 9を除く。）及び - 3 - 1（ - 3 - 1 - 2（1）及び - 3 - 1 - 4を除く。） - 3 - 3 （ - 3 - 3 - 1（1） - 3 - 3 - 2（3） から まで及び - 3 - 3 - 4を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業 として行う場合にはこの限りではない。） - 2 及び - 2 に準ずるほか、 以下の点に留意するものとする。</u></p>	<p><u>るものとする。</u></p> <p><u>（4）営業所を確知できない場合</u> <u>金商法第52条第4項の規定に基づき、当該事実を公告し、当該公告の</u> <u>日から30日を経過しても当該金融商品取引業者から申出がないときは、</u> <u>当該金融商品取引業者の登録を取り消すものとする。</u></p> <p><u>（5）その他金融商品取引業者又は親会社等の継続性の問題に発展する可能</u> <u>性のある情報を入手した場合</u> <u>任意のヒアリングを通じて、当該情報に関する事実関係のほか、当</u> <u>該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況（顧客からの</u> <u>預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方</u> <u>針等を速やかに把握するものとする。</u> <u>当該金融商品取引業者が上記 のヒアリングに応じない場合や、上</u> <u>記 のヒアリングを通じて当該金融商品取引業者等の業務の継続に懸</u> <u>念が認められる場合は、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告</u> <u>徴求命令を通じて、その事実関係を速やかに把握するものとする。ま</u> <u>た、投資者保護の観点から必要な場合には、金商法第51条の規定に基</u> <u>づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。</u></p> <p><u>・監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>- 1 業務の適切性（登録金融機関） 登録金融機関の業務の適切性については、<u>- 2（ - 2 - 3 - 4（2） - 2 - 6（1） 、 - 2 - 8（3）及び - 2 - 9を除く。） - 1 - 3、 - 3 - 1（ - 3 - 1 - 2（1） - 3 - 1 - 4（4）及び - 3 - 1 - 5を除く。） - 3 - 3（ - 3 - 3 - 1（1） - 3 - 3 - 2 （3） から まで及び - 3 - 3 - 4を除く。ただし、登録金融機関が いわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りではな い。） - 2 及び - 2 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 1 - 2 優越的地位の濫用防止</p> <p>(1) 兼業業務における優越的地位の濫用 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について(平成16年12月1日:公正取引委員会(再掲))も参考として監督を行う必要があるが、例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得るものであり、留意が必要である。</p> <p>~ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務)</u></p>	<p>- 1 - 2 優越的地位の濫用防止</p> <p>(1) 兼業業務における優越的地位の濫用 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について(平成16年12月1日:公正取引委員会(再掲))も参考として監督を行う必要があるが、例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得るものであり、留意が必要である。また、<u>登録金融機関の職員が他の金融機関等との間で兼職をしている場合において、当該兼職先の業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為についても、同様に、留意が必要である。</u></p> <p>~ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務)</u></p>
<p>- 1 適格機関投資家等特例業務に係る業務の適切性</p> <p>- 1 - 4 <u>無届業者に関する留意点</u></p> <p>(略)</p> <p>- 1 - 5 <u>適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>- 1 適格機関投資家等特例業務に係る業務の適切性</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>- 2 諸手続</p> <p>- 2 - 1 届出業者リストの作成・公表及び更新等</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>投資者が各業者の属性（登録業者と届出業者との別）に関する情報を把握できるよう、適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者又は特例投資運用業者（改正法附則第48条第1項に規定する業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名、届出日、管轄財務局及び届出根拠（適格機関投資家等特例業者と特例投資運用業者との別）を掲載したリスト（以下「届出業者リスト」という。）を公表する。</u></p> <p><u>このため、財務局は1月ごとに、金商法第63条第2項、第3項若しくは第6項、第63条の2若しくは第63条の3第1項若しくは第2項又は改正法附則第48条第3項に基づく届出の受理状況を報告するものとする。金融庁は、当該報告等に基づいて届出業者リストを作成・更新し、金融庁ホームページに掲載するものとする。</u></p> <p><u>なお、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡をとることができず、その営業所を確知できないような適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、当該事実を届出業者リストに掲載することとする。その上で、当該掲載の日から3月を経過しても当該適格機関投資家等特例業者等から申出がないときは、原則として、当該適格機関投資家等特例業者等についての情報を届出業者リストから削除するものとする。</u></p> <p>- 2 - 2 無届業者に関する留意点</p> <p><u>投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、金商法第63条第2項に規定する届出を行うことなく適格機関投資家等特例業務を行っている業者を発見した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに止め又は直ちに届出を行うよう文書で警告を行うこととする。</u></p> <p>- 2 - 3 適格機関投資家等特例業者等に該当しないことが疑われる場合の留意点</p> <p><u>適格機関投資家等特例業者等が行う業務が、適格機関投資家等特例業務（金商法第63条第2項）又は特例投資運用業務（改正法附則第48条第1項）の要件に該当しない場合は、当該業者は金商法第29条に基づく登録を行うことが必要となる旨の周知に努めるものとする。</u></p>

(新設)

(新設)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p> <p><u>XI . 監督上の評価項目と諸手続 (金融商品仲介業者)</u></p> <p>XI - 1 業務の適切性 (金融商品仲介業者)</p>	<p><u>日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者等について上記の要件に該当しない疑いが把握された場合には、金商法第63条第7項又は改正法附則第48条第3項に規定する業務に係る状況確認のための報告を求め、その結果として必要な場合には、 - 1 - 1 (7) の無登録業者に対する対応に準じた対応をとるものとする。</u></p> <p>- 2 - 4 適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点 <u>適格機関投資家等特例業務を行う者が、資金拠出者の属性の変化や適格機関投資家の投資撤退、又は一般投資家の増加等の要因によりその要件を満たさなくなる場合には、投資者保護の観点から、以下の対応を行うものとする。</u></p> <p>(1) 金商法第63条第5項の命令 <u>金商法第63条第5項の「特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として開始した第1項第2号に掲げる行為に係る業務が適格機関投資家等特例業務に該当しなくなつたとき」は、特例業務開始時には資金拠出者の中に適格機関投資家が含まれていたが、特例業務届出者の責に帰さない何らかの理由で適格機関投資家が含まれなくなったときを想定しており、この場合は、特例業務届出者の業務を他の金融商品取引業者に移管させる等の措置を命ずる必要がある。</u></p> <p>(2) 上記(1) 以外の場合 <u>適格機関投資家以外の者が49人を超えることとなる場合には、金商法第63条の特例は適用されず、特例業務届出者は金商法の登録を受けずに投資運用業を行うことになることから、当該特例業務届出者に対しては、 - 1 - 1 (7) の無登録業者に対する対応に準じた対応をとる必要がある。</u></p> <p><u>XI . 監督上の評価項目と諸手続 (金融商品仲介業者)</u></p> <p>XI - 1 業務の適切性 (金融商品仲介業者)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>金融商品仲介業者の業務の適切性については、<u> - 2 (- 2 - 6 (1) を除く。) 及び - 3 - 1 (3 - 1 - 2 (2) - 3 - 1 - 3 (1) 及び (2) 並びに - 3 - 1 - 5 を除く。) に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p>なお、<u> - 3 - 1 - 2 (4) の債券とは、金商業等府令第 281 条第 7 号に規定する有価証券をいい、同 (4) イ及びロの理論価格、並びに同 (4) ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</u></p> <p><u>(1) 説明書類に係る留意事項</u> <u>金商法第 66 条の 18 に規定する説明書類については、</u> <u>常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品仲介業者に指示するものとする。</u> <u>各金融商品仲介業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。</u></p> <p><u>XII . 監督上の評価項目と諸手続 (証券金融会社)</u></p> <p>XII - 2 業務の適切性 (証券金融会社) 証券金融会社の業務の適切性については、<u> - 2 (- 2 - 3 - 1、 - 2 - 3 - 3、 - 2 - 3 - 4、 - 2 - 4 (1) 及び 並びに - 2 - 7 (2) へを除く。) - 3 - 1 - 5 及び - 3 - 1 - 6 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>XII - 2 - 1 事業報告書 <u>証券金融会社に関する内閣府令 (以下「金融会社府令」という。) 第 3 条の 4 第 1 項に規定する事業報告書「 3 個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については以下の点に留意するものとする。</u></p>	<p>金融商品仲介業者の業務の適切性については、<u> - 2 (- 2 - 6 (1) を除く。) 及び - 3 - 1 (- 3 - 1 - 2 (2) - 3 - 1 - 3 (1) 及び (2) 並びに - 3 - 1 - 6 を除く。) に準ずるほか、<u>金商法第 66 条の 18 に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。</u></u></p> <p>なお、<u> - 3 - 1 - 2 (4) の債券とは、金商業等府令第 281 条第 7 号に規定する有価証券をいい、同 (4) イ及びロの理論価格、並びに同 (4) ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</u></p> <p><u>(1) 常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品仲介業者に指示するものとする。</u></p> <p><u>(2) 各金融商品仲介業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。</u></p> <p><u>XII . 監督上の評価項目と諸手続 (証券金融会社)</u></p> <p>XII - 2 業務の適切性 (証券金融会社) 証券金融会社の業務の適切性については、<u> - 2 (- 2 - 3 - 1、 - 2 - 3 - 3、 - 2 - 3 - 4、 - 2 - 4 (1) 及び 並びに - 2 - 7 (2) へを除く。) - 3 - 1 - 6 及び - 3 - 1 - 7 に準ずるほか、証券金融会社に関する内閣府令 (以下「金融会社府令」という。) 第 3 条の 4 第 1 項に規定する事業報告書「 3 個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)